

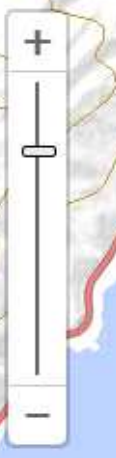
操業区域1 (野根) 概略図



【操業区域1】

点の位置

- 基点甲 高知県と徳島県との海岸線における境界
 - 基点乙 高知・徳島界二子島
 - 基点丙 安芸郡東洋町野根甲所在の野根漁港防波堤西端
- 甲乙を結ぶ直線及び乙から真方位129度20分の線以南並びに丙から真方位172度30分の線に至る海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域、葛島及び二子島の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域、甲丙間にある河川の国道55号線の橋の下流端から下流の区域、甲浦港内の区域並びに野根漁港内の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。



操業区域2 (室戸) 概略図

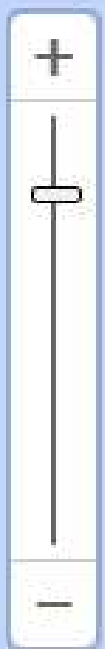


【操業区域2】

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,010号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線までの区域、室津港内の区域、行当漁港内の区域、新村漁港内の区域及び室津川の港橋下流端から下流の区域

操業区域3 (吉良川) 概略図

地図

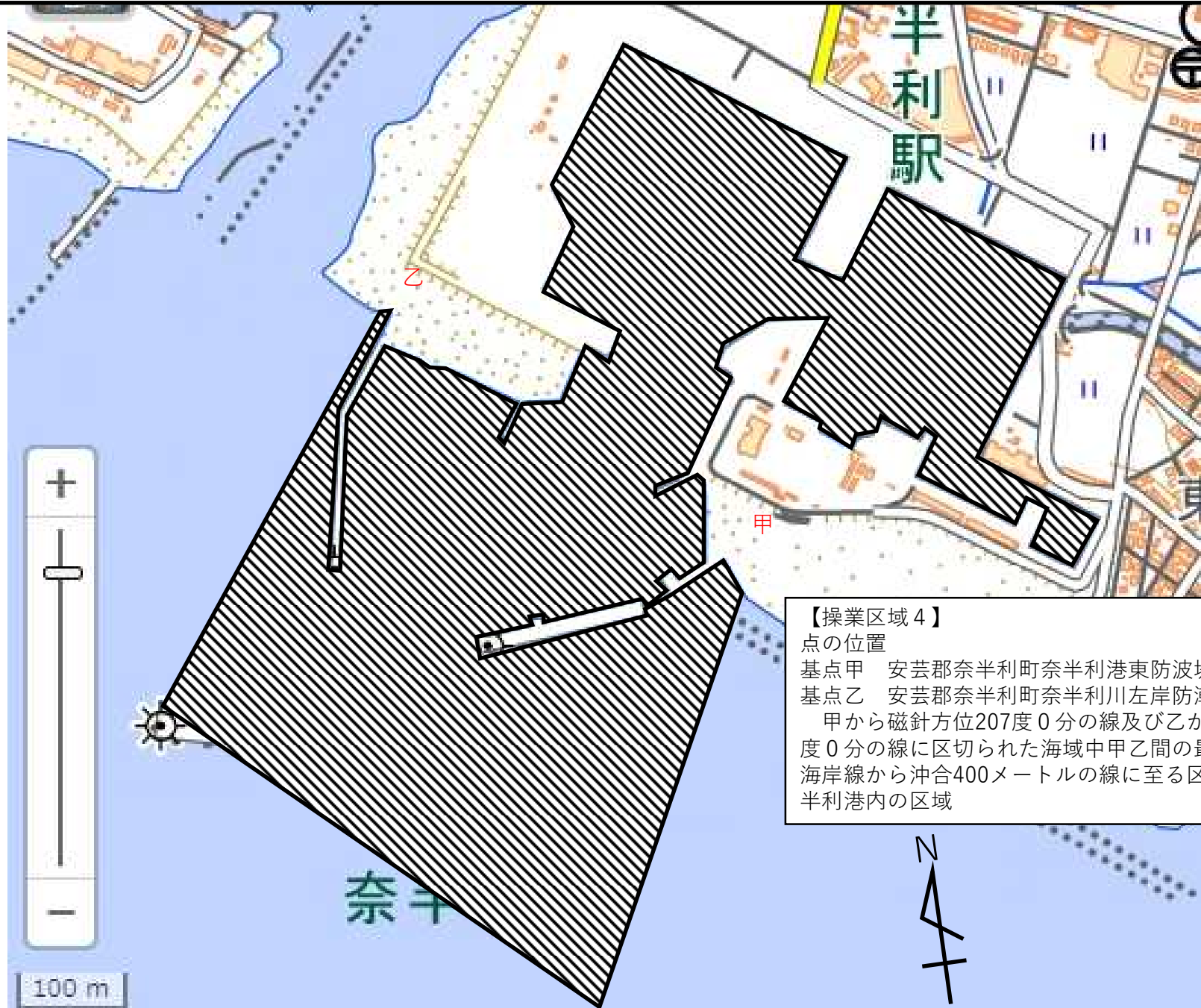


300 m



【操業区域3】
点の位置
基点甲 室戸市吉良川町国道55号線東の川側道橋下流端東端
基点乙 室戸市吉良川町国道55号線東の川側道橋下流端西端
基点丙 室戸市吉良川町国道55号線吉良川大橋下流端東端
基点丁 室戸市吉良川町国道55号線吉良川大橋下流端西端
甲から真方位170度0分の線及び乙から真方位260度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域、
丙から真方位240度0分の線及び丁から真方位240度0分の線に区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域、
傍士漁港内の区域並びに吉良川漁港内の区域

操業区域4 (奈半利) 概略図



【操業区域4】

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町奈半利港東防波堤基部

基点乙 安芸郡奈半利町奈半利川左岸防潮堤西端

甲から磁針方位207度0分の線及び乙から真方位209度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに奈半利港内の区域

操業区域5（田野）概略図



【操業区域5】

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町奈半利川中導流堤北端

基点乙 安芸郡田野町湊湊消波ブロック基部

基点丙 安芸郡奈半利町奈半利川左岸防潮堤西端

基点丁 安芸郡田野町奈半利川右岸消波ブロック北端から4個目の消波ブロック

甲から真方位214度0分の線及び乙から真方位198度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、丙丁を結ぶ線以北の区域を除く。

操業区域6 (安田) 概略図



【操業区域6】

点の位置

基点甲 安芸郡安田町安田川大橋下流端東端

基点乙 安芸郡安田町安田漁港防波堤北西端

甲から真方位180度0分の線及び乙から真方位240度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線までの区域、安田漁港内の区域並びに安田川の安田川橋下流端から下流の区域

操業区域7 (安芸) 概略図



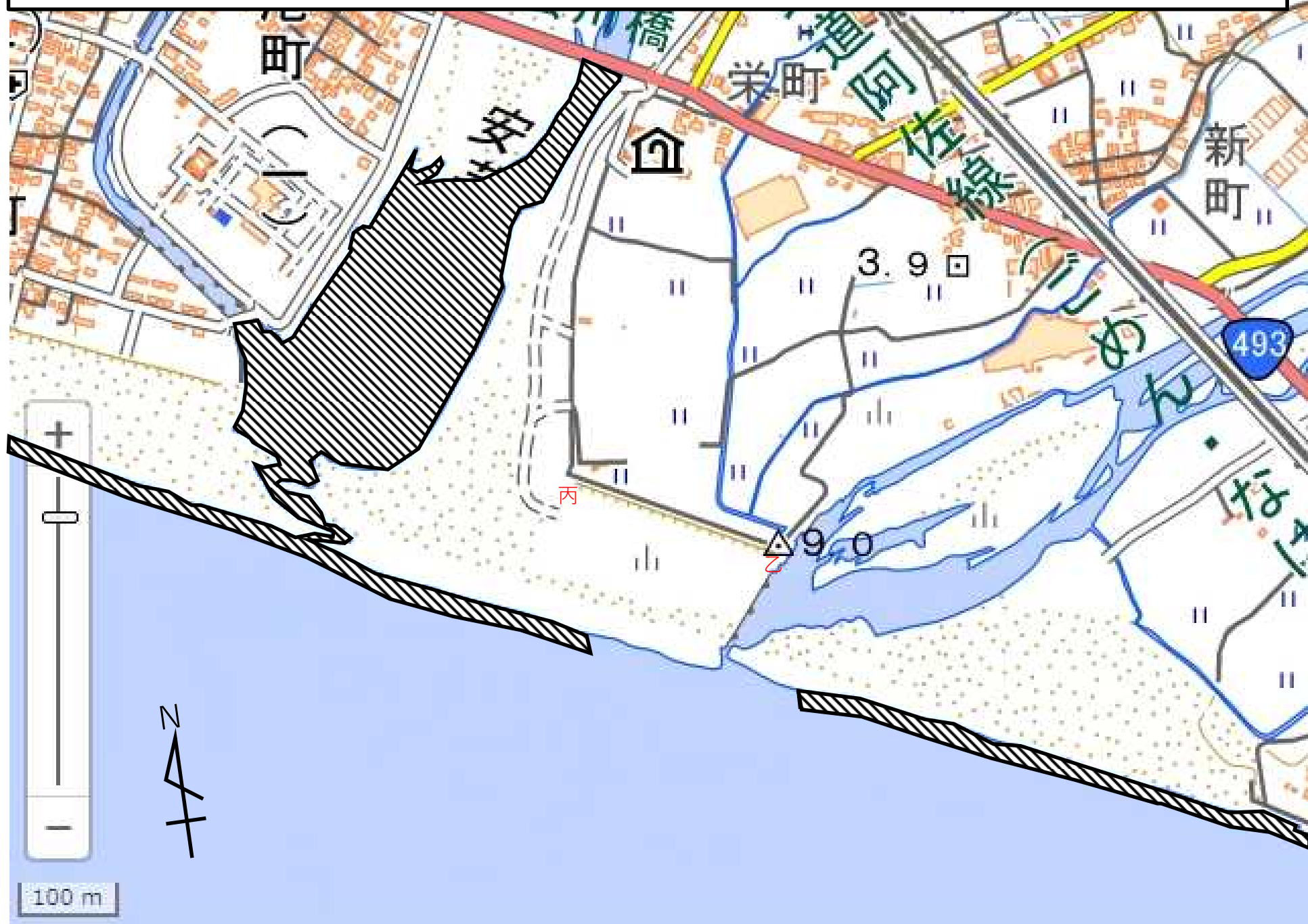
【操業区域7】

点の位置

- 基点甲 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点
- 基点乙 安芸市伊尾木川右岸防潮堤東南端
- 基点丙 安芸市安芸川左岸防潮堤西南端
- 基点丁 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

甲から磁針方位222度0分の線及び乙から真方位172度30分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、丙から真方位172度30分の線及び丁から磁針方位186度0分の線に区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、安芸漁港内の区域並びに安芸川の国道55号線安芸川橋下流端から下流の区域。ただし、安芸川支流江ノ川の区域を除く。

操業区域 7 (安芸 (安芸・伊尾木川周辺)) 概略図



操業区域 8 (赤野) 概略図



【操業区域 8】

点の位置

基点甲 安芸市穴内八流千畳岩東端

基点乙 安芸市赤野赤野川右岸導流堤南端

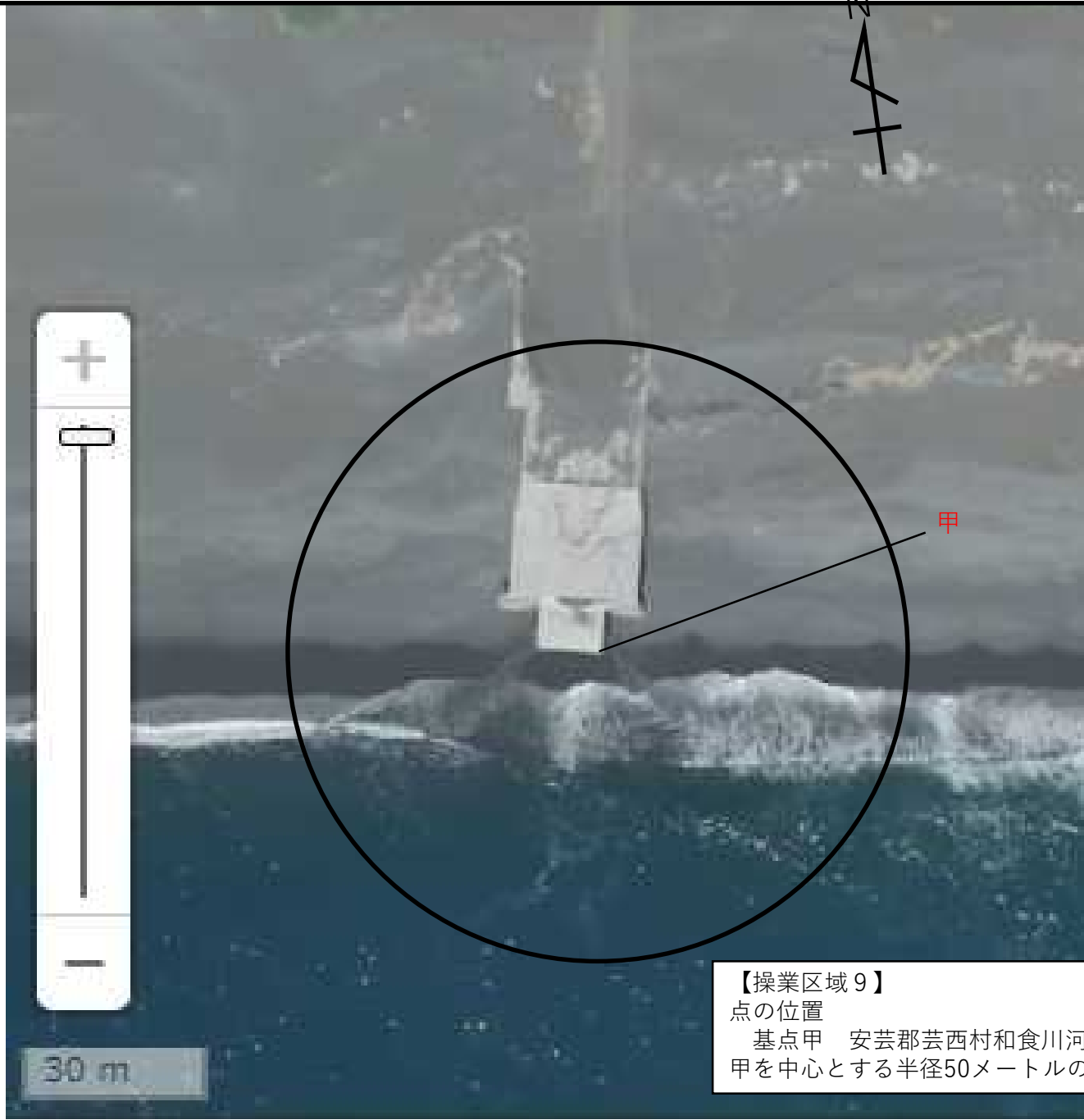
基点丙 安芸市赤野赤野川赤岩

ア 甲から真方位82度20分の線上甲から50メートルの点

アから真方位352度20分の線及び乙から真方位180度0分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、乙を中心とする半径50メートルの円周内の区域並びに赤野川の丙から磁針方位270度の線から下流の区域

100 m

操業区域9（和食）概略図



【操業区域9】

点の位置

基点甲 安芸郡芸西村和食川河口暗渠南端
甲を中心とする半径50メートルの円周内の区域

操業区域10（手結）概略図



500 m

操業区域11（岸本）概略図



【操業区域11】

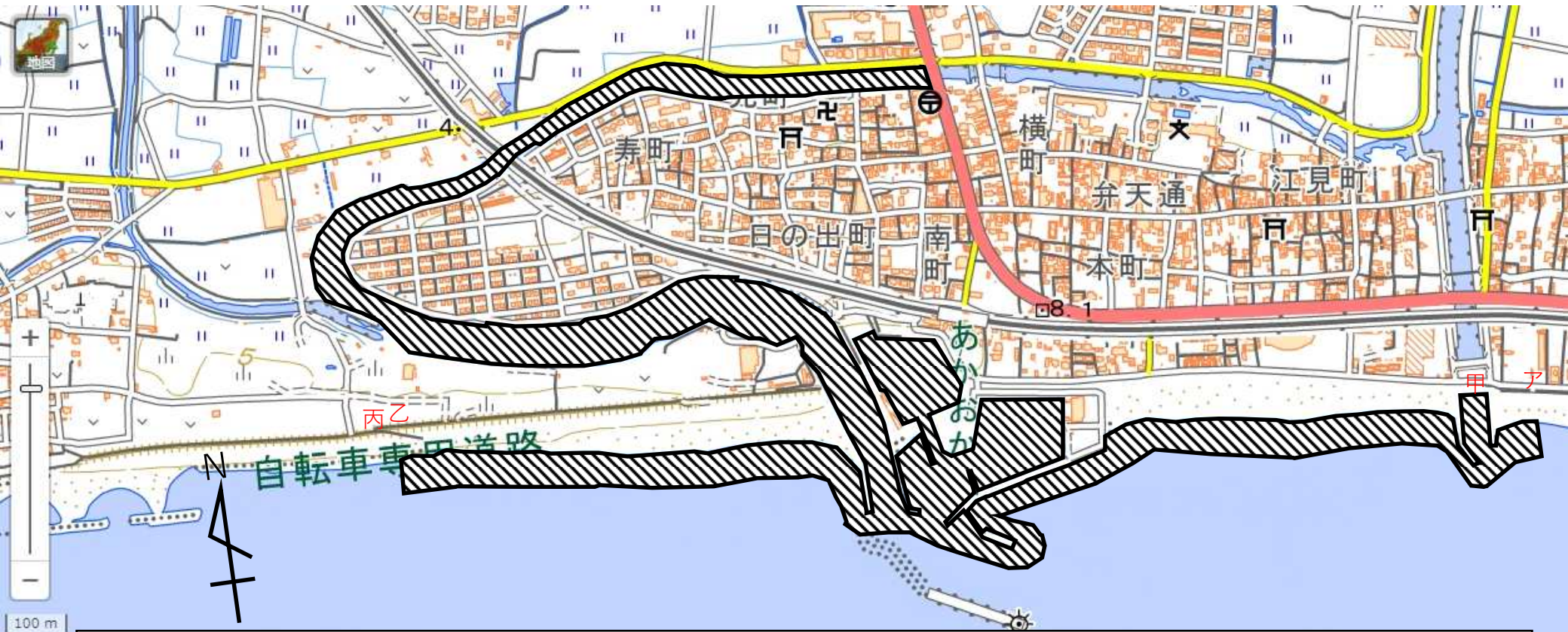
点の位置

基点甲 香南市香我美町岸本川河口暗渠南端

ア 基点甲から真方位352度10分の線上基点甲から30メートルの点
アを中心とする半径80メートルの円周内の区域

30 m

操業区域12（赤岡）概略図



【操業区域12】

点の位置

基点甲 香南市香我美町香宗川放水路閘門中央

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

ア 甲から真方位90度の線上甲から100メートルの点

アから真方位172度10分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度0分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、赤岡漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端より下流の区域並びに同川の放水路閘門下流端から下流の区域

操業区域13 (吉川) 概略図



操業区域14 (久枝) 概略図

【操業区域14】

点の位置

基点甲 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点

基点乙 南国市下島・久枝界共同漁業権境界基点

ア 物部川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

イ 物部川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域。ただし、アから真方位172度10分の線及びイから真方位172度10分の線により区切られたアイ間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域を除く。



100 m

操業区域14 (久枝 (物部川周辺)) 概略図



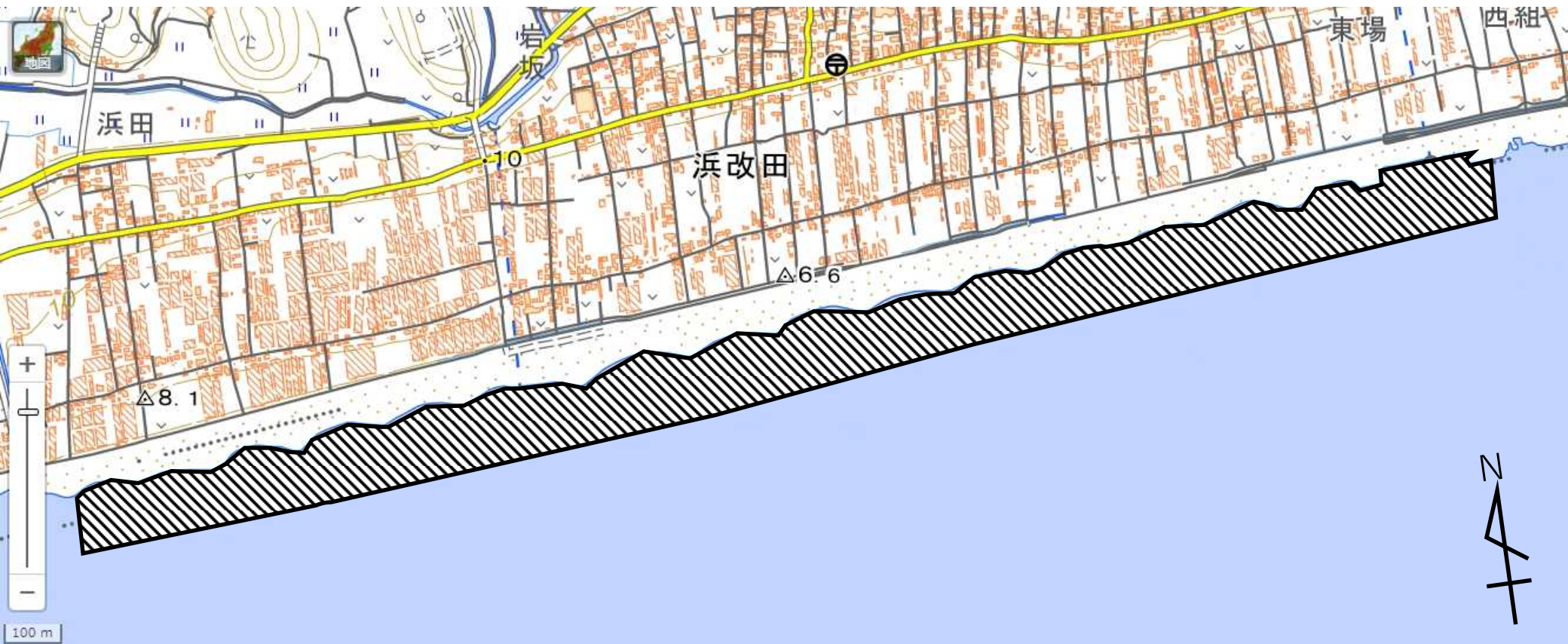
操業区域15（香西）概略図



【操業区域15】

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,031号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域及び物部川後川放水路の後川防潮堤樋門下流端から下流の区域

操業区域16（浜改田）概略図



【操業区域16】

点の位置

基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点

基点乙 南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域

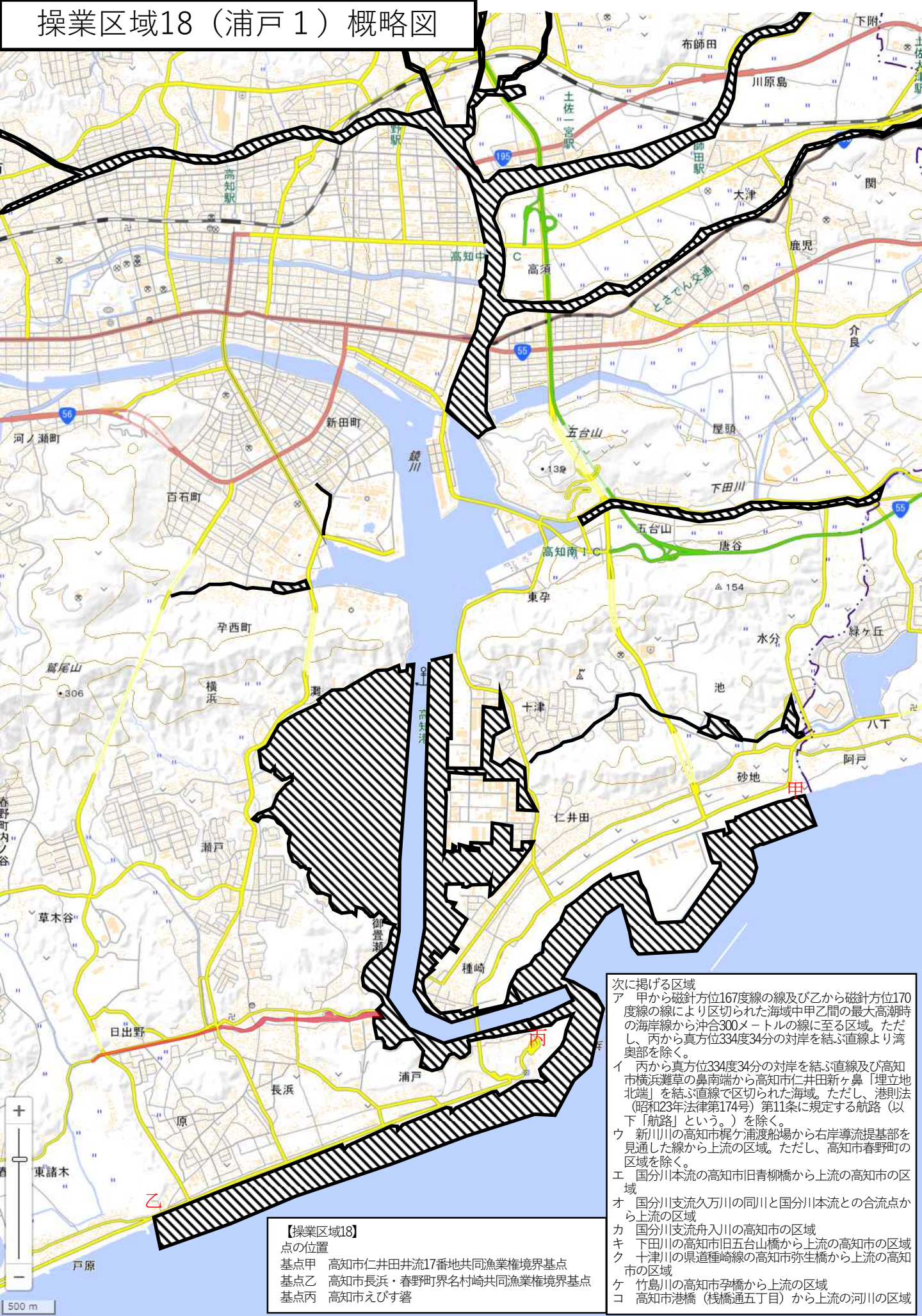
操業区域17（十市）概略図



【操業区域17】

十市漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第三種共同漁業権第3,014号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域

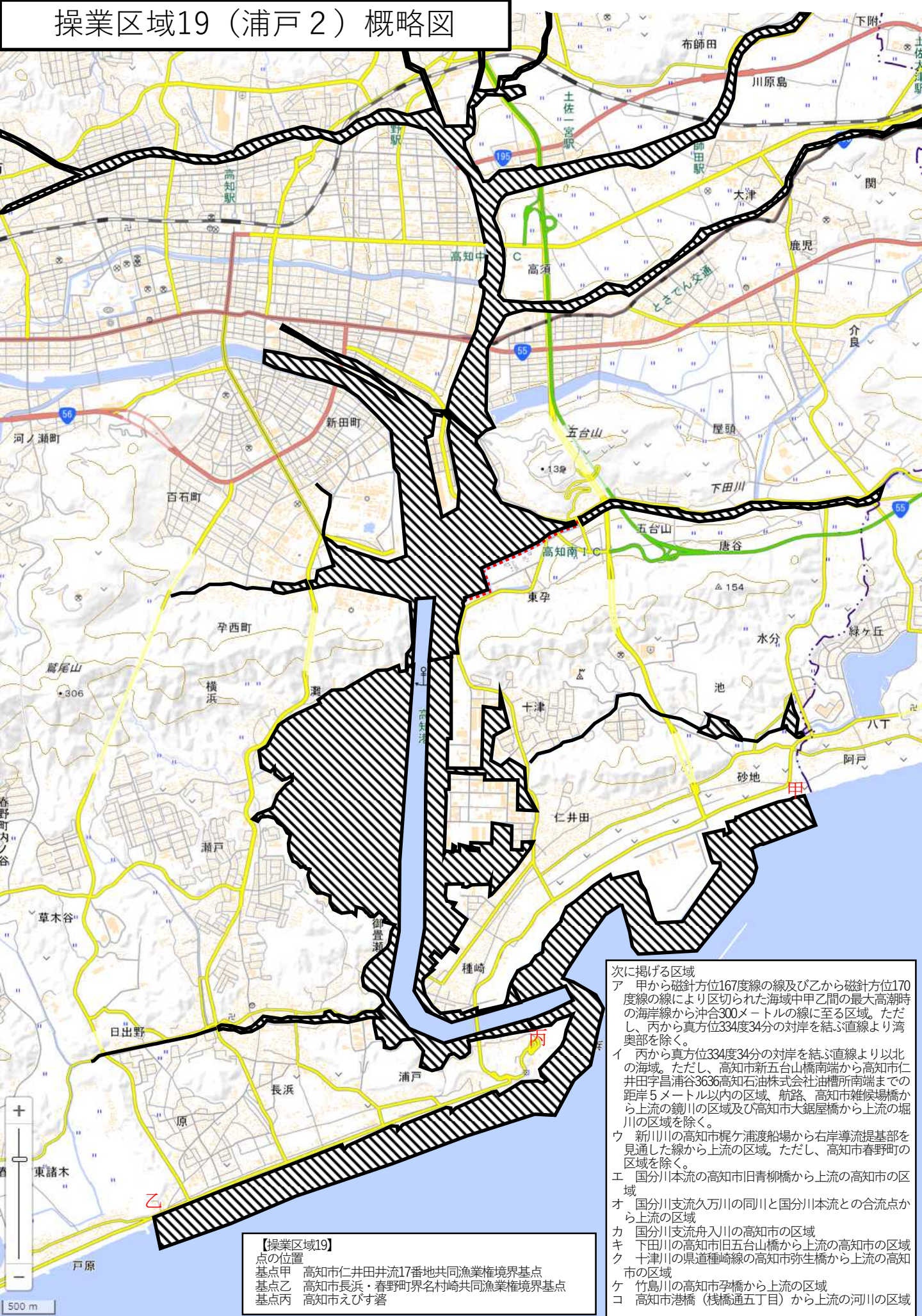
操業区域18 (浦戸1) 概略図



【操業区域18】
 点の位置
 基点甲 高知市仁井田并流17番地共同漁業権境界基点
 基点乙 高知市長浜・春野町界山村崎共同漁業権境界基点
 基点丙 高知市えびす岩

次に掲げる区域
 ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。
 イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港別法(昭和23年法律第174号)第11条に規定する航路(以下「航路」という。)を除く。
 ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。
 エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域
 オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域
 カ 国分川支流舟入川の高知市の区域
 キ 下田川の高知市日五台山橋から上流の高知市の区域
 ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域
 ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域
 コ 高知市港橋(棧橋通五丁目)から上流の河川の区域

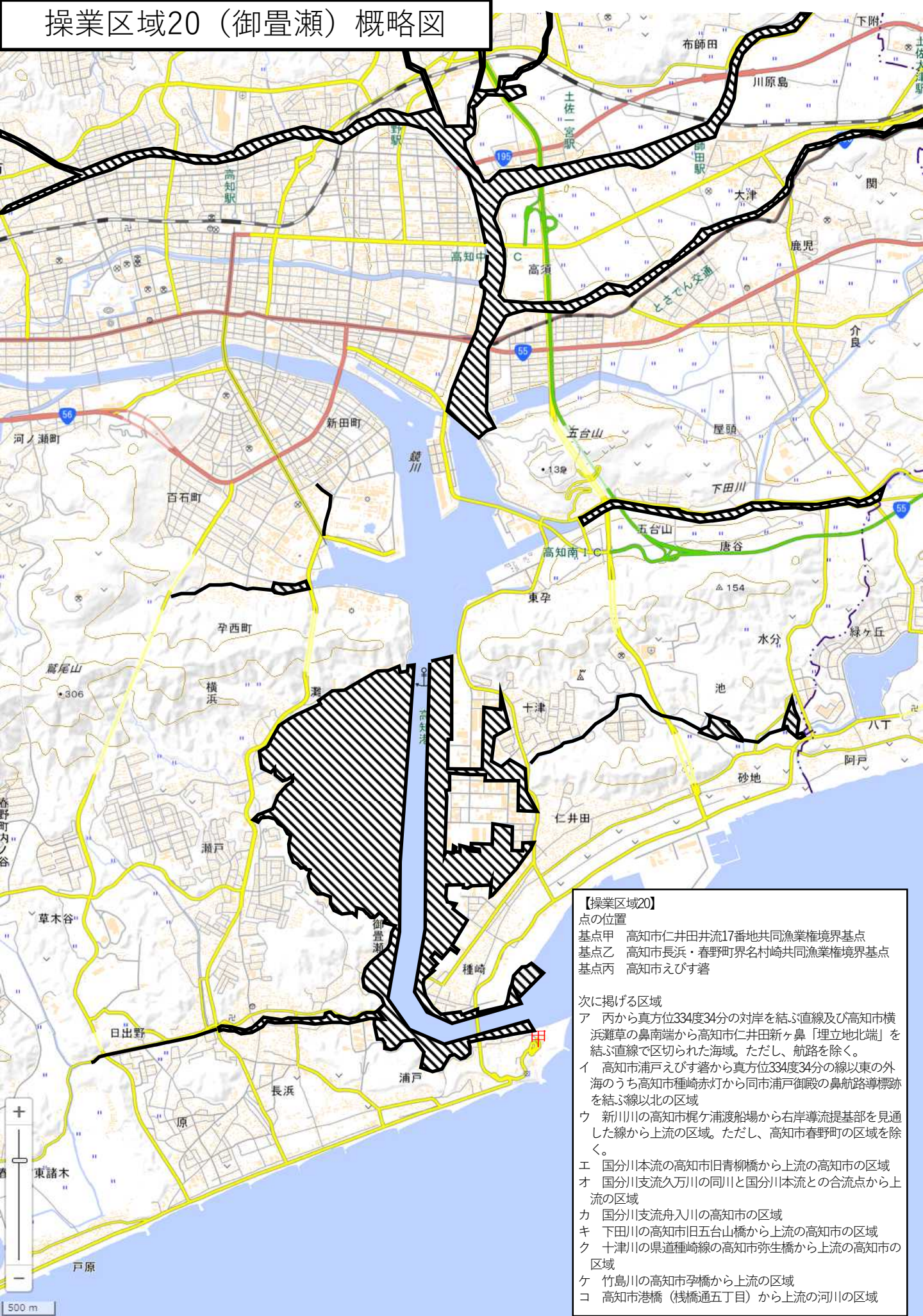
操業区域19 (浦戸2) 概略図



【操業区域19】
 点の位置
 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
 基点丙 高知市えびす箸

次に掲げる区域
 ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。
 イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より以北の海域。ただし、高知市新五台山橋南端から高知市仁井田字昌浦谷3636高知石油株式会社油槽所南端までの距離5メートル以内の区域、航路、高知市雑候場橋から上流の鏡川の区域及び高知市大鋸屋橋から上流の堀川の区域を除く。
 ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。
 エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域
 オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域
 カ 国分川支流舟入川の高知市の区域
 キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域
 ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域
 ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域
 コ 高知市港橋(棧橋通五丁目)から上流の河川の区域

操業区域20（御畳瀬）概略図



【操業区域20】
 点の位置
 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
 基点丙 高知市えびす箸

次に掲げる区域
 ア 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。
 イ 高知市浦戸えびす箸から真方位334度34分の線以東の外海のうち高知市種崎赤灯から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を結ぶ線以北の区域
 ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。
 エ 国分川本流の高知市日青柳橋から上流の高知市の区域
 オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域
 カ 国分川支流舟入川の高知市の区域
 キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域
 ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域
 ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域
 コ 高知市港橋（棧橋通五丁目）から上流の河川の区域

操業区域21（甲殿）概略図



操業区域22（仁淀川）概略図



【操業区域22】

点の位置

基点甲 仁淀川左岸導流堤北端

基点乙 国土交通省の仁淀川・新居の境界基点
(新居海岸基準点1)

基点丙 波介川樋門右岸翼壁突端

ア 乙から真方位249度8分の線上乙から
267メートルの新居海岸基準点2

甲から真方位124度0分及びアから真方位172
度30分の線により区切られた海域中甲ア間の最
大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至
る区域並びに仁淀川の丙から真方位20度の線か
ら下流の区域

500m

操業区域23（新居）概略図



【操業区域22】

点の位置

基点甲 仁淀川左岸導流堤北端

基点乙 国土交通省の仁淀川・新居の境界基点
(新居海岸基準点1)

基点丙 波介川樋門右岸翼壁突端

ア 乙から真方位249度8分の線上乙から
267メートルの新居海岸基準点2

甲から真方位124度0分及びアから真方位172
度30分の線により区切られた海域中甲ア間の最大
高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至
る区域並びに仁淀川の丙から真方位20度の線か
ら下流の区域

操業区域24（宇佐）概略図

【操業区域24】

点の位置

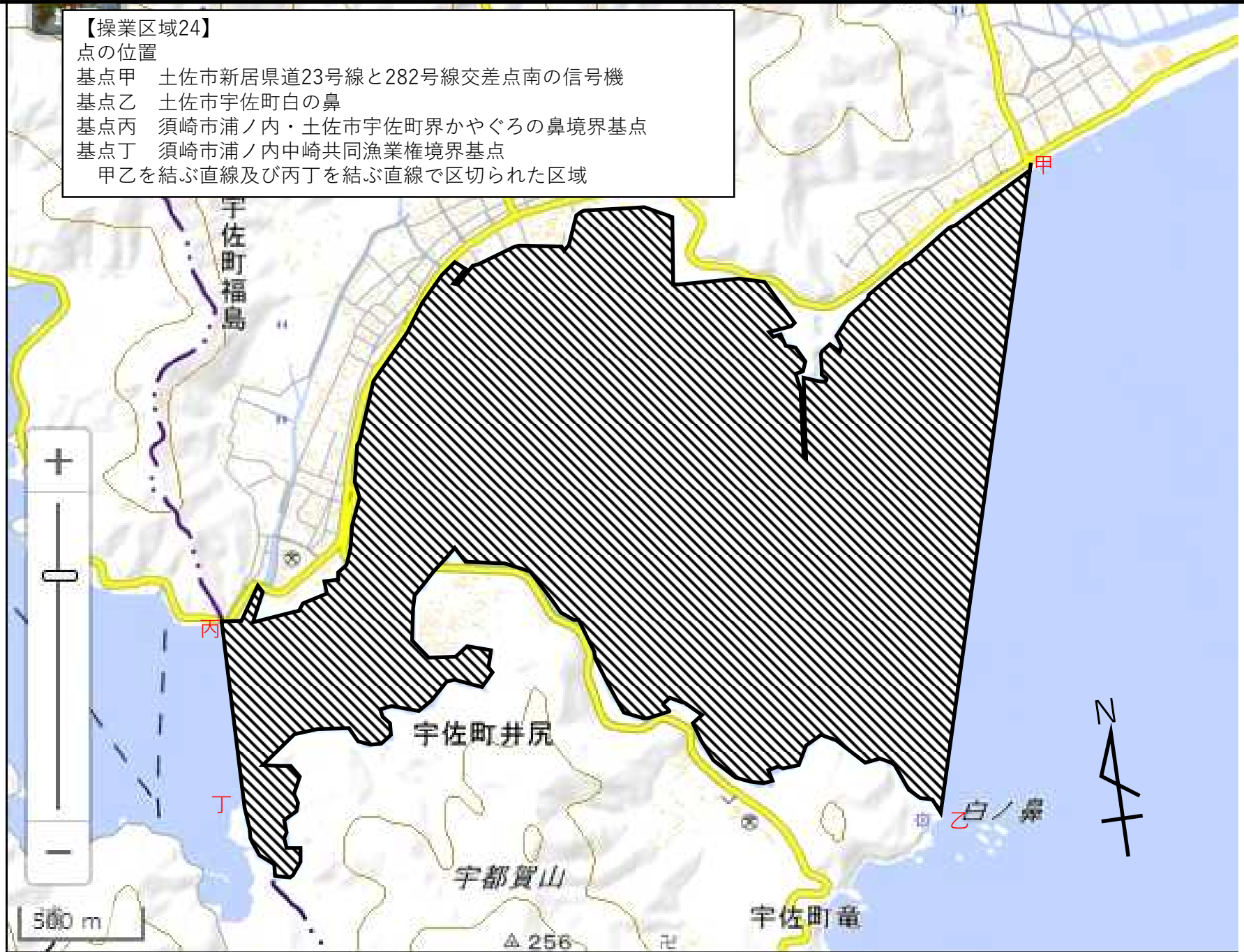
基点甲 土佐市新居県道23号線と282号線交差点南の信号機

基点乙 土佐市宇佐町白の鼻

基点丙 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点

基点丁 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線及び丙丁を結ぶ直線で区切られた区域



操業区域25（深浦）概略図



【操業区域25】

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,041号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域

1 km

操業区域26（須崎1）概略図



【操業区域26】

点の位置

- 基点甲 須崎市神木の鼻西南端
- 基点乙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
- 基点丙 須崎市山崎鼻灯台
- 基点丁 須崎市角谷岬突端基点
- 基点戊 須崎市安和小島突端
- 基点己 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂（旧国旗掲揚塔）
- ア 丙から真方位274度10分の線上丙から1,118メートルの点
- イ 丙から真方位271度30分の線上丙から1,060メートルの点
- ウ 丙から真方位278度40分の線上丙から657メートルの点
- エ 丙から真方位241度30分の線上丙から514メートルの点

次に掲げる区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

- ア 甲乙を結ぶ直線から以東の海域
- イ 乙丁を結ぶ直線から以北の海域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエ丁を結ぶ4直線とア丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。
- ウ 丁戊を結ぶ直線から以西の海域
- エ 新莊川の須崎市下分新莊川橋梁（旧国鉄鉄橋）下流端から、己から磁針方位212度0分の線までに至る区域
- オ 須崎市新莊漁港内の区域

操業区域27 (須崎2) 概略図



【操業区域27】

点の位置

- 基点甲 須崎市神木の鼻西南端
- 基点乙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
- 基点丙 須崎市山崎鼻灯台
- 基点丁 須崎市角谷岬突端基点
- 基点戊 須崎市安和小島突端
- 基点己 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂 (旧国旗掲揚塔)
- ア 丙から真方位274度10分の線上丙から1,118メートルの点
- イ 丙から真方位271度30分の線上丙から1,060メートルの点
- ウ 丙から真方位278度40分の線上丙から657メートルの点
- エ 丙から真方位241度30分の線上丙から514メートルの点

次に掲げる区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

- ア 甲乙を結ぶ直線から以東の海域
- イ 乙丁を結ぶ直線から以北の海域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエ丁を結ぶ4直線とア丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。
- ウ 丁戊を結ぶ直線から以西の海域
- エ 新莊川の須崎市下分新莊川橋梁 (旧国鉄鉄橋) 下流端から、己から磁針方位212度0分の線までに至る区域
- オ 須崎市新莊漁港内の区域

操業区域28 (須崎3) 概略図



【操業区域28】

点の位置

- 基点甲 須崎市神木の鼻西南端
- 基点乙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
- 基点丙 須崎市山崎鼻灯台
- 基点丁 須崎市角谷岬突端基点
- 基点戊 須崎市安和小島突端
- 基点己 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂 (旧国旗掲揚塔)
- ア 丙から真方位274度10分の線上丙から1,118メートルの点
- イ 丙から真方位271度30分の線上丙から1,060メートルの点
- ウ 丙から真方位278度40分の線上丙から657メートルの点
- エ 丙から真方位241度30分の線上丙から514メートルの点

次に掲げる区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

- ア 甲乙を結ぶ直線から以東の海域
- イ 乙丁を結ぶ直線から以北の海域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエ丁を結ぶ4直線とア丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。
- ウ 丁戊を結ぶ直線から以西の海域
- エ 新莊川の須崎市下分新莊川橋梁 (旧国鉄鉄橋) 下流端から、己から磁針方位212度0分の線までに至る区域
- オ 須崎市新莊漁港内の区域

操業区域29（久礼）概略図



【操業区域29】

点の位置

- 基点甲 高岡郡中土佐町鎌田港東消波ブロック南端
- 基点乙 高岡郡中土佐町鎌田港北防波堤南端
- 基点丙 久礼漁港東防波堤南端
- 基点丁 久礼新港防波堤北東端

甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域、丙丁を結ぶ直線及び丙丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域、久礼川の久礼橋下流端から下流の区域並びに元川の湊橋下流端から下流の区域

丙

丁

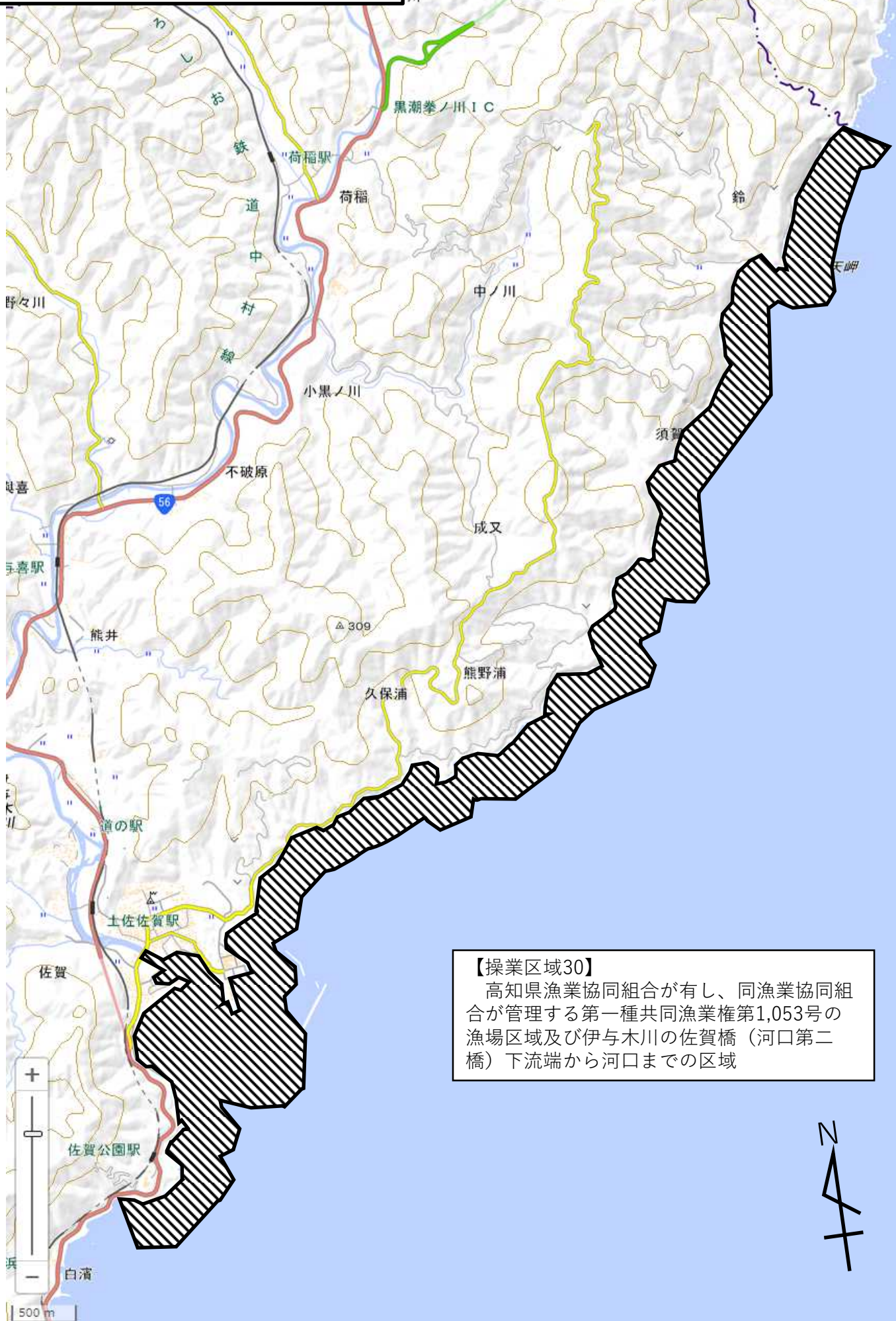
道の駅



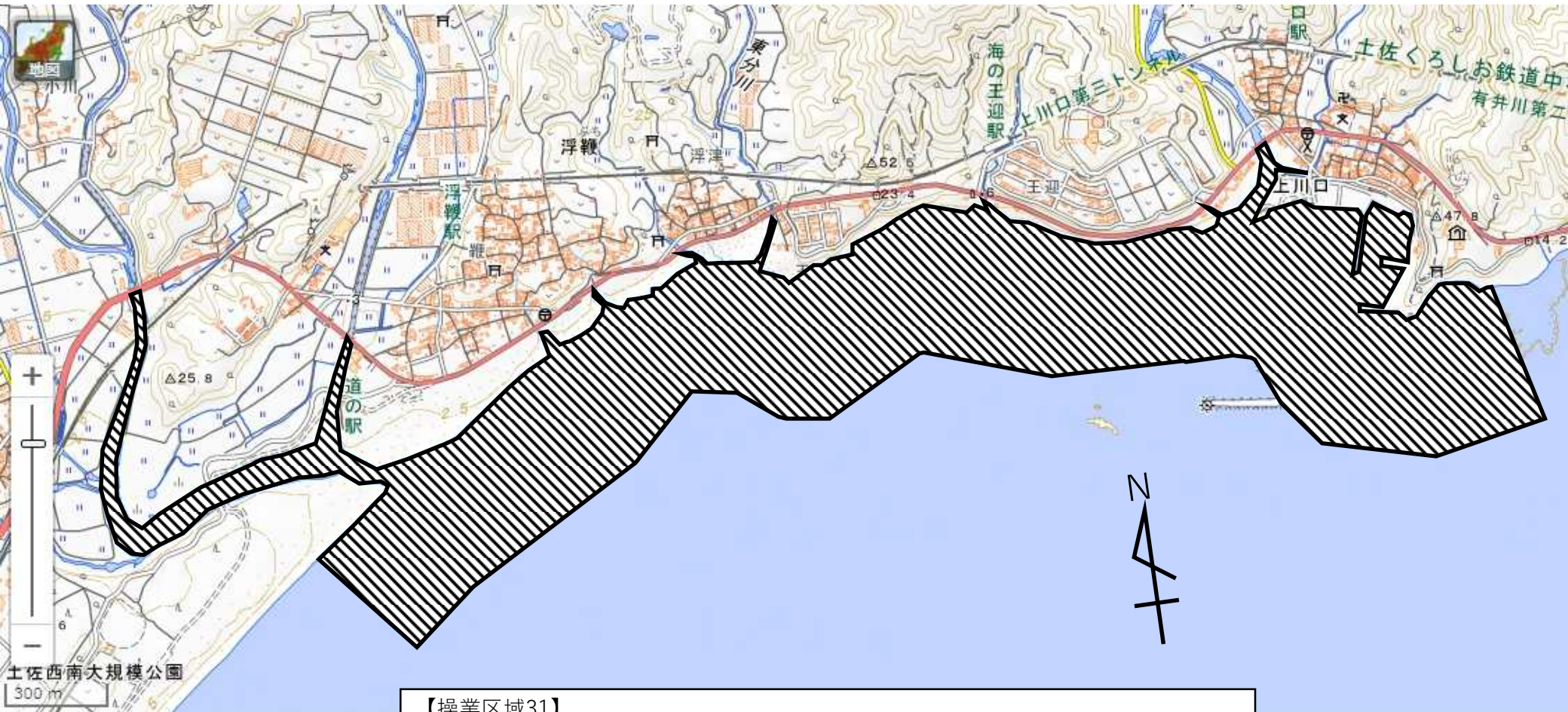
操業区域29 (久礼 (鎌田港)) 概略図



操業区域30 (佐賀) 概略図



操業区域31（上川口）概略図



【操業区域31】

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,055号及び第1,056号の区域並びにこれらの区域に流入する河川の国道56号線の橋の下流端から河口までの区域

操業区域32 (入野) 概略図

【操業区域32】

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町浮鞭の湊川橋下流側南端

基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点

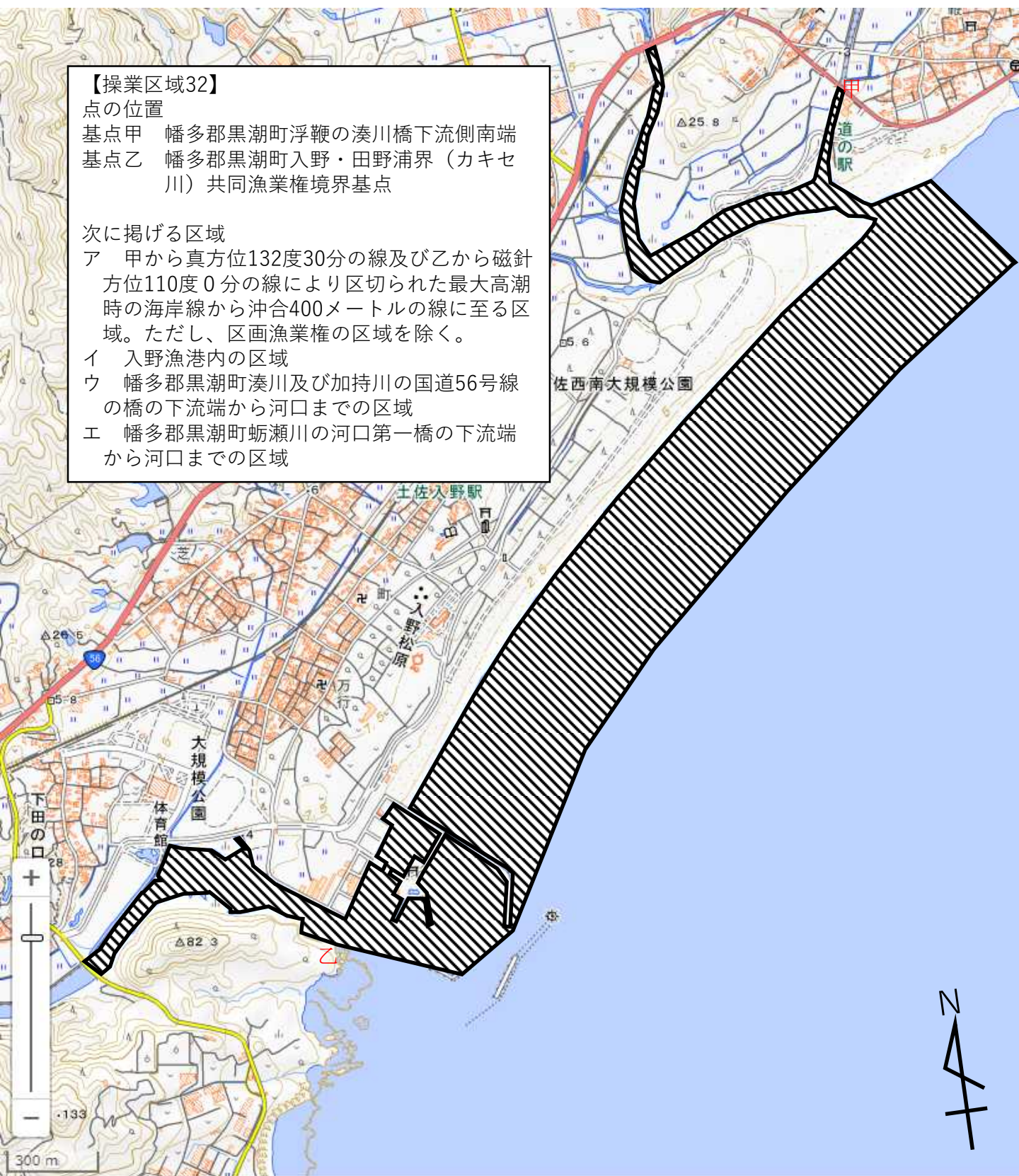
次に掲げる区域

ア 甲から真方位132度30分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

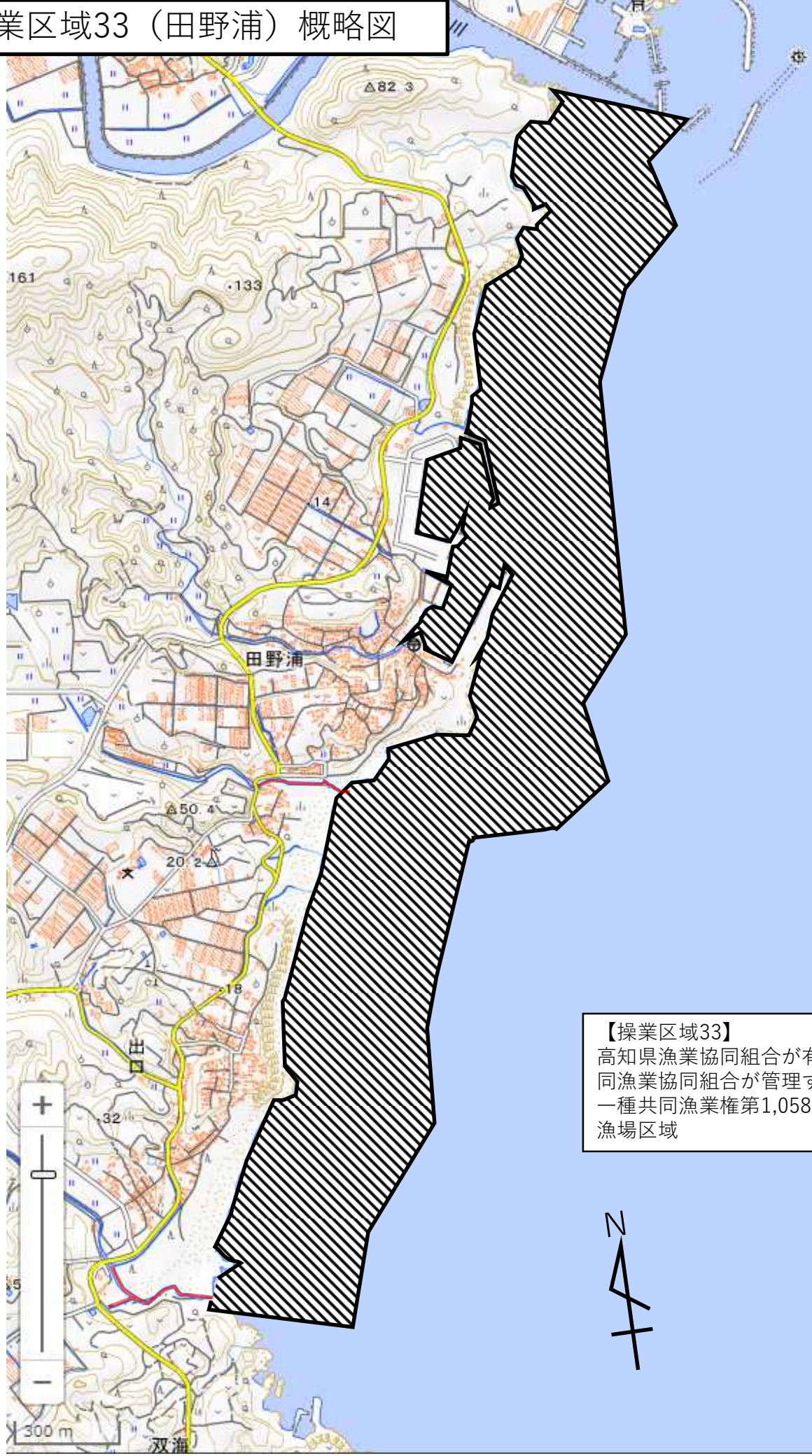
イ 入野漁港内の区域

ウ 幡多郡黒潮町湊川及び加持川の国道56号線の橋の下流端から河口までの区域

エ 幡多郡黒潮町蛸瀬川の河口第一橋の下流端から河口までの区域



操業区域33（田野浦）概略図



【操業区域33】

高知県漁業協同組合が有し、
同漁業協同組合が管理する第
一種共同漁業権第1,058号の
漁場区域

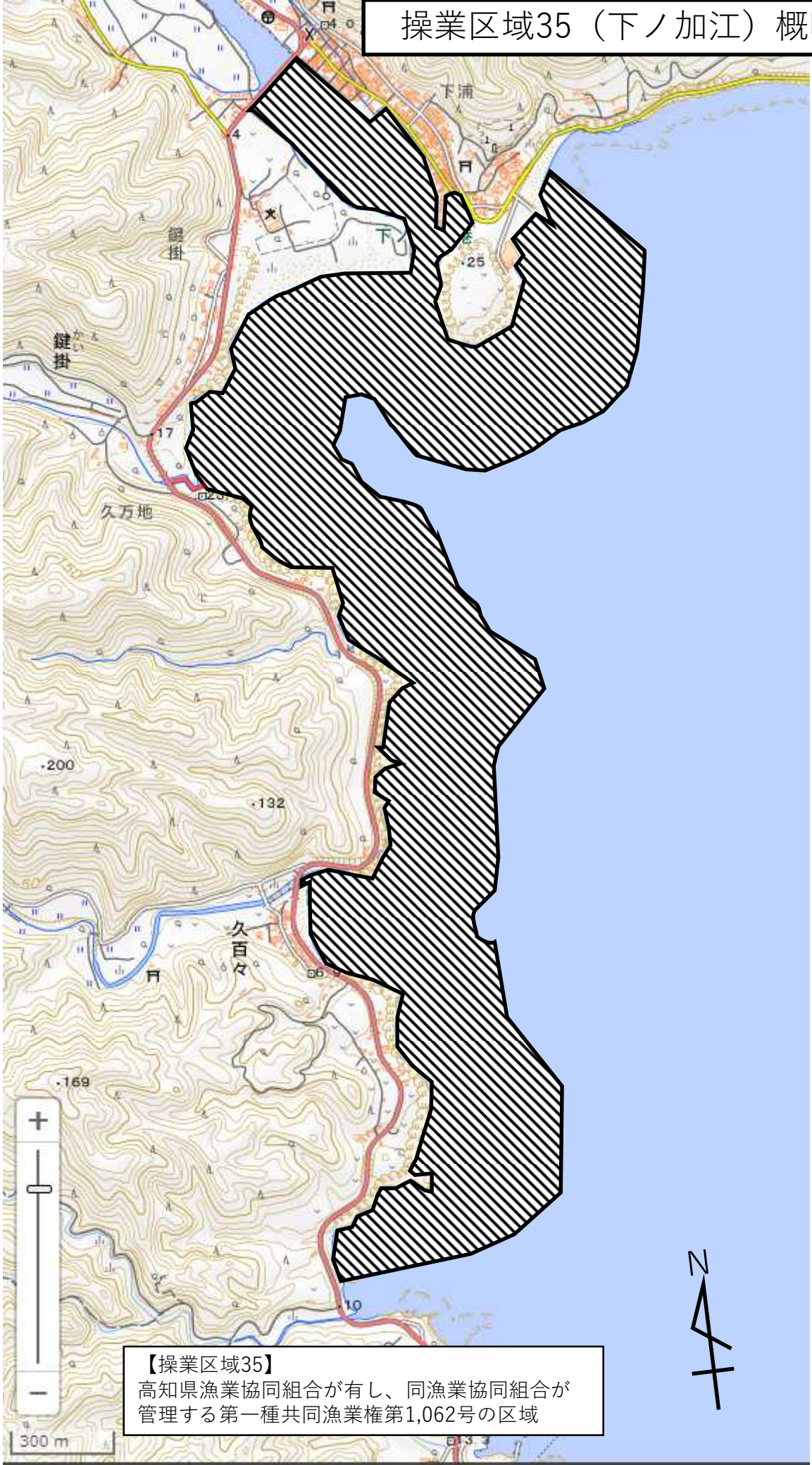
操業区域34（下田）概略図



【操業区域34】

下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,059号の漁場区域。ただし、四万十川の四万十市初崎立岩漁場基点と四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標とを結んだ線から上流の区域を除く。

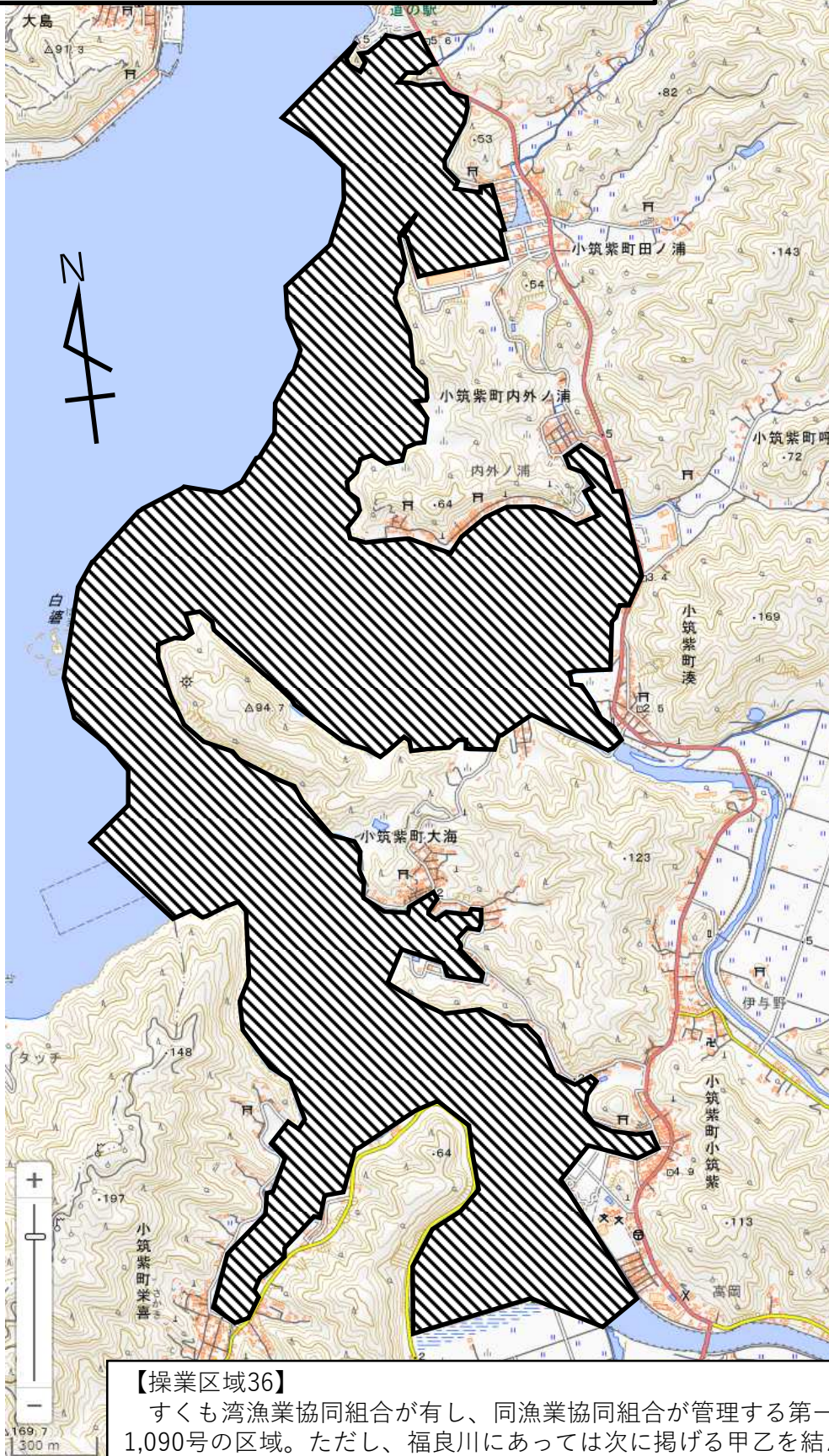
操業区域35（下ノ加江）概略図



【操業区域35】
高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が
管理する第一種共同漁業権第1,062号の区域

300 m

操業区域36（小筑紫）概略図

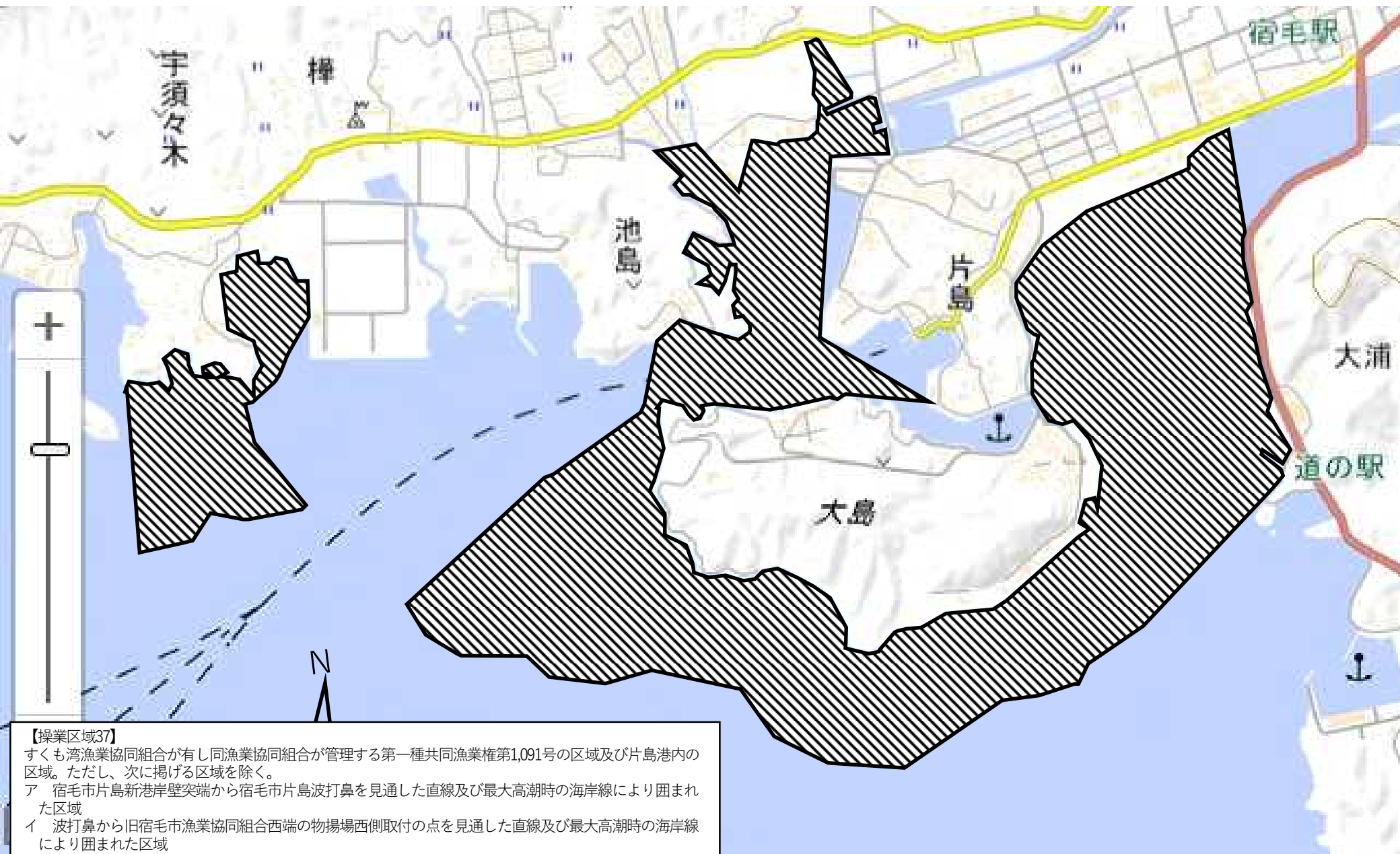


【操業区域36】

すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域。ただし、福良川にあっては次に掲げる甲乙を結んだ線から上流の区域を除く。

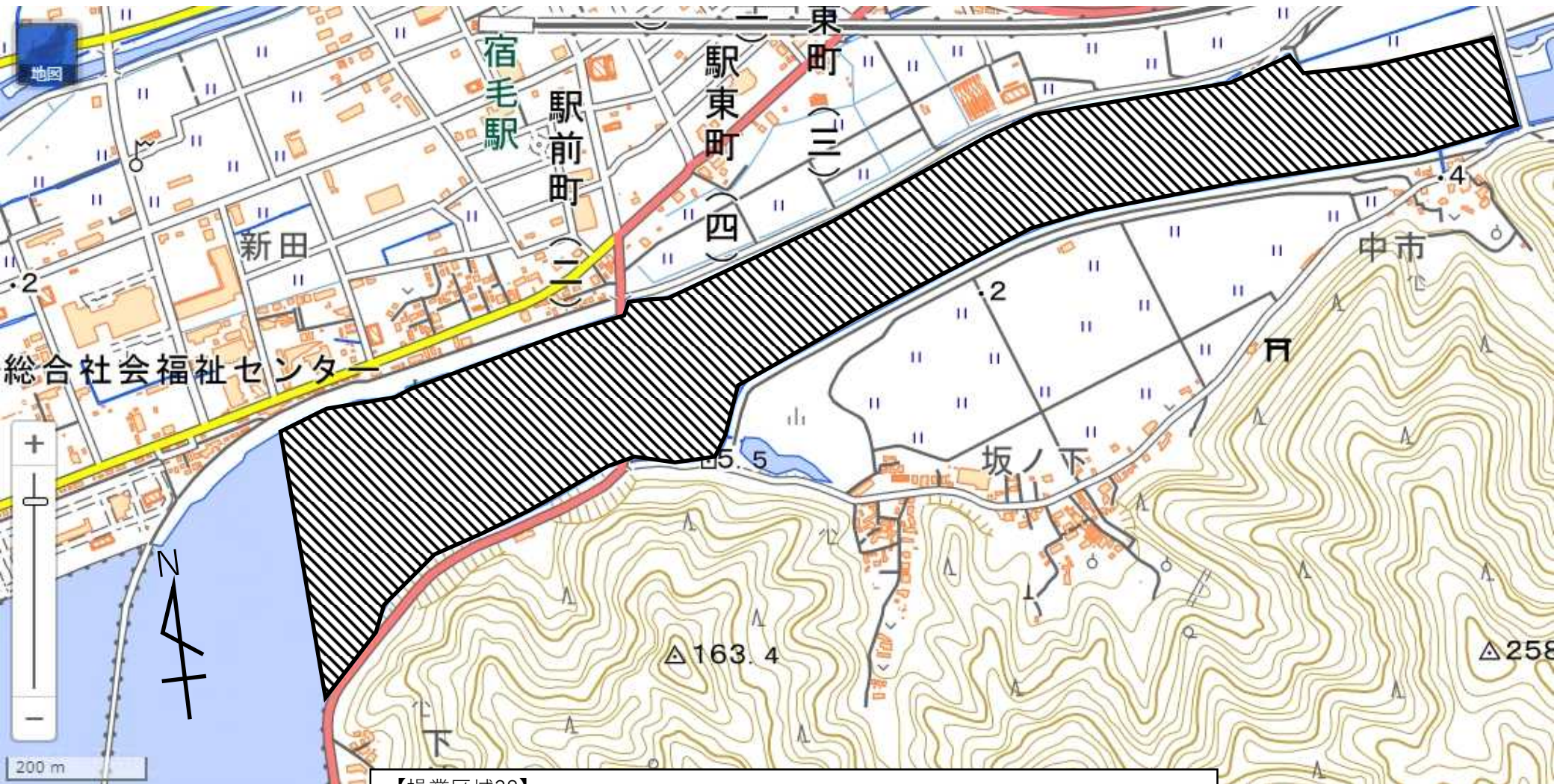
- 基点甲 福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒）
- 乙 福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒）

操業区域37 (片島) 概略図



【操業区域37】
すくも湾漁業協同組合が有し同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,091号の区域及び片島港内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。
ア 宿毛市片島新港岸壁先端から宿毛市片島波打鼻を見通した直線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた区域
イ 波打鼻から旧宿毛市漁業協同組合西端の物揚場西側取付の点を見通した直線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた区域
ウ 宿毛排水機場の全面幅20メートル、最大高潮時の海岸線から沖合30メートルに至る区域
エ 松田川の宿毛市坂ノ下の河口左岸下り松鼻漁場基点から磁針方位359度を見通した直線から上流の区域

操業区域38 (松田川) 概略図

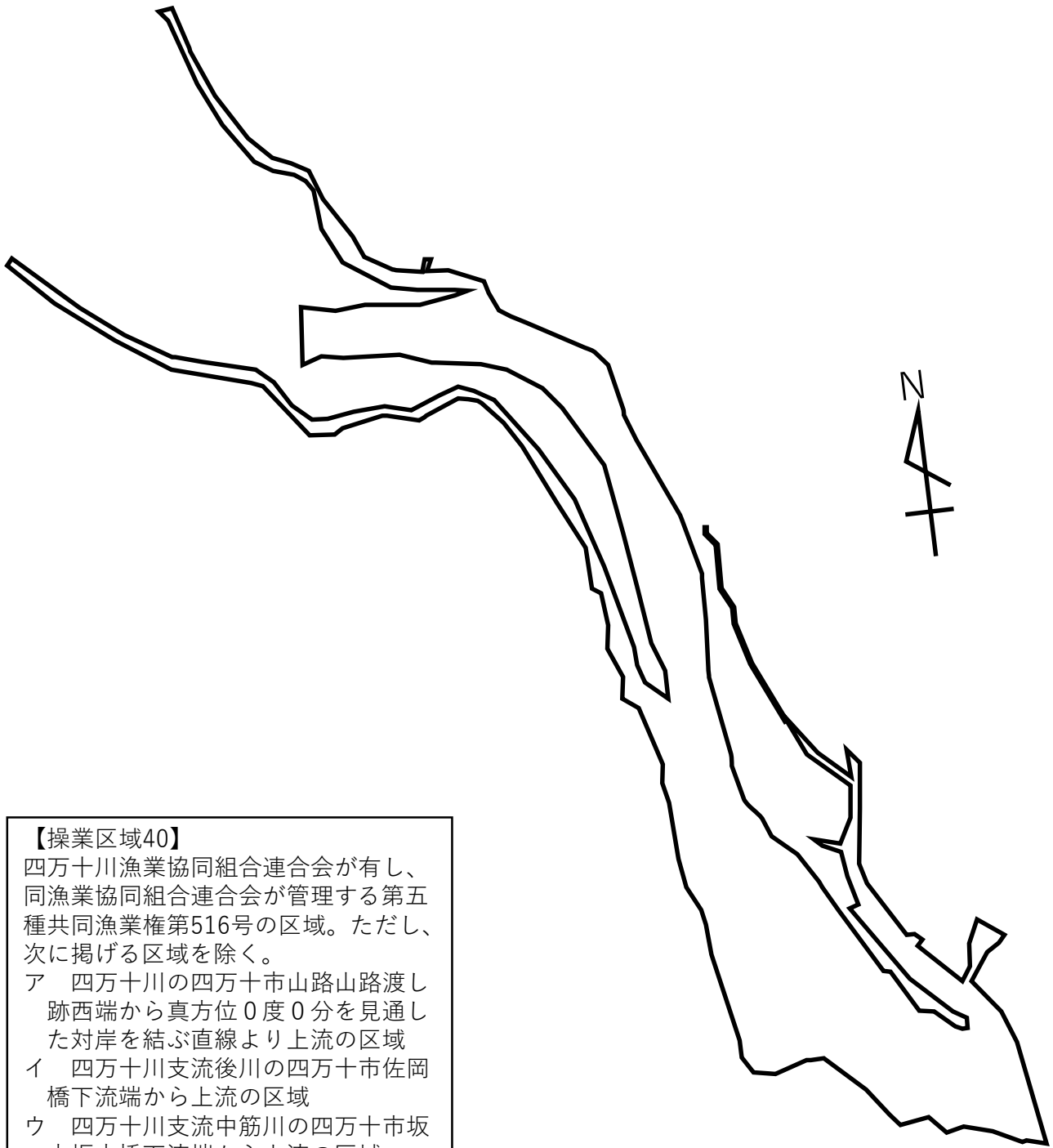


【操業区域38】
松田川漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第五種共同漁業権第517号の区域。ただし、松田川の宿毛橋から上流の区域を除く。

操業区域39 (仁淀川) 概略図



操業区域40（四万十川）概略図



【操業区域40】

四万十川漁業協同組合連合会が有し、同漁業協同組合連合会が管理する第五種共同漁業権第516号の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- ア 四万十川の四万十市山路山路渡し跡西端から真方位0度0分を見通した対岸を結ぶ直線より上流の区域
- イ 四万十川支流後川の四万十市佐岡橋下流端から上流の区域
- ウ 四万十川支流中筋川の四万十市坂本坂本橋下流端から上流の区域

操業区域42（新川川）概略図



【操業区域42】
点の位置
基点甲 高知市春野町甲殿のえぼし岩
甲から真方位130度0分を見通した線から上流の甲殿川
及び新川川の高知市春野町の区域

操業区域43（須崎市内水面）概略図



【操業区域43】

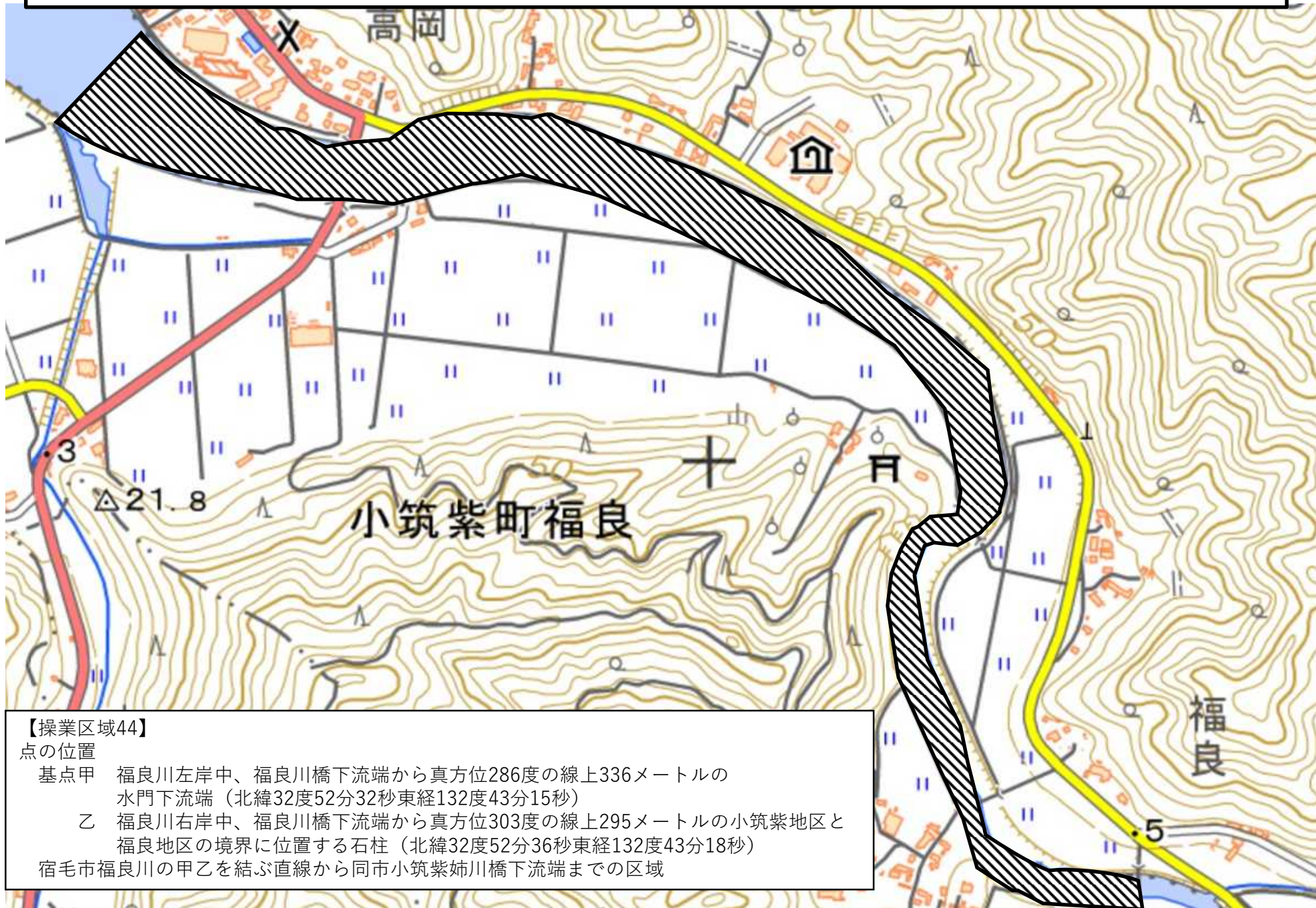
次に掲げる区域

- ア 須崎市御手洗川の須崎市大間津波水門下流端から上流の区域
- イ 須崎市桜川支流押岡川の須崎市河口右岸導流堤基部から真方位234度17分の線から上流の区域
- ウ 須崎市桜川の須崎市河口左岸導流堤基部から真方位319度20分の線から上流の区域
- エ 須崎市横浪川、摺木川、出見川及び灰方川の河口第1橋下流端から上流の区域

操業区域43 (須崎市内水面) 概略図



操業区域44（福良川）概略図



【操業区域44】

点の位置

- 基点甲 福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒）
- 乙 福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒）
- 宿毛市福良川の甲乙を結ぶ直線から同市小筑紫姉川橋下流端までの区域